

## 車の免税条件変更

\*2017年1月1日付け以降に MM2H(仮)承認を受けた方の下記特典利用には新条件が適応されます

- 1、新しく組み立てられた車両を購入するための輸入関税の免除
- 2、中古車を輸入するための輸入関税および輸出税の免除

### (1) 特典の利用規約と条件

新しいローカル組立車両（CKD）を購入するか、または中古車を輸入する際に免税を受ける権利があります  
（免税額の上限は RM150,000）

### (2) この優遇条件には、以下の利用規約が適用されます。

- ①ローカルで組み立てられた新しいものを購入するための免税義務の免除の総額は RM150,000  
または輸入関税免除の合計額に制限されます。中古車輸入のための免税は RM150,000 に制限されます。
- ②新規に組み立てられた車両を購入、または中古車を輸入する場合は MM2H ビザの本申請後 2 年以内に申請しなければなりません。

### (3) 新規に組み立てられた車両（CKD）を購入する場合：

- ①車両は、登録や税金が支払われていない段階で組み立てた車でなければならない
- ②車体番号とエンジン番号は申請時に提出しなければならない

### (4) 中古車（CBU）＝既に所有している車＝を輸入する場合：

- ①車両は、MM2H 取得時より少なくとも 36 ヶ月以上前から個人名義で所有されたものであること
- ②車両は、原産国または MM2H 申請者の居住国から輸出されなければならない

### (5) 車両に対する免税許可を取得した MM2H ビザ保有者は、税務局から発行された免税許可書を 車両登録のために陸運局に提出すること

### (6) 承認された車両は、個人使用のために MM2H ビザ保有者により直接使用されるものとする

### (7) MM2H 取得者は、1 台の免税を受ける権利がある

### (8) トラック、バン、バス、リムジンなどの車両は免税の対象とはならない

### (9) MM2H 取得者は、マレーシアに移住していなければ権利を行使できない

（物件購入証明書のコピー（販売契約および購入契約）または賃貸契約書（テナント契約）要提出

### (10) MM2H 取得者は、車両の登録日から 5 年後以降、免税車両の所有権を売却/譲渡することが許可されます 税務局より定められた税金分を支払った後に名義変更が可能になります

### (11) 上記の条件の違反があれば、この特典は取消しになります

### (12) 免税の申請は、規約と条件に従わなかった場合には却下されます

2017年1月